



平成26年度第2回監事会・監査

12月17日本会役員室で、石倉代表監事、勝部監事、秋田監事出席の下、監事会・監査が実施された。

本会規約では「監事会は、少なくとも毎事業年度2回開催する・・・」とされており、今回は第2回目となるもので、本年度上半期の事業や予算の執行状況などについて監査が行われた。

はじめに監事会が開催され、石倉代表監事が「本日は上半期の事業、予算等の執行状況について監査する。本会の今年度の職員数は32名と減少傾向であるが、会員などへの技術支援が今後とも継続されるよう技術の継承に努めていただきたい。」と挨拶。これに対し長崎専務理事は「昨年度は県西部を中心に発生した豪雨災害に対し、限られた人員の中4市町村へ職員を派遣し、今年度も3名を継続し派遣している。会員への支援は本会の使命であり今後も適正な職員数の確保と技術力の向上・継承に努めていきたい」と述べた。その後、渡部常務理事が第1回の監事会・監査以降の諸行事等の会務報告を行った。また、来年度の監事会・監査日程について協議が行われ、今年度と同時期に開催することが決定した。



監事会の様子

午後は監査が行われ、受託業務の契約状況、事業計画や予算の執行状況などについて関係諸帳簿の検査や事務局からの聞き取りなどが行われた結果、いずれも適正に処理されていることが確認された。

県土連第57回通常総会

開催日時 平成27年2月2日(月) 午後2時から
開催場所 島根県土地改良会館 1階「大会議室」

■平成26年度第2回監事会・監査	1
■換地計画実務研修会・換地委員等実務研修会	2
■中国四国土地改良事業団体連合会技術部会	2
■小水力等発電導入技術力向上地方研修会	2
■シリーズ『土地改良相談の事例紹介』(第6回)	3
■ご案内「多面的機能支払制度中国四国シンポジウム」	4
■今後の主な予定	4

■換地計画実務研修会・換地委員等実務研修会

本会は県、市町村、土地改良区の換地技術者や土地改良事業を実施する地元の換地委員などを対象に換地事務に関する実務研修会を開催し62名が参加した。研修会は、中国四国農政局、島根県農林水産部などから講師に招き、土地改良法、換地理論、交換分合、基礎調査・換地計画書作成など実務を織込んだ講義が行われた。研修会に参加した地元換地委員からは、これから圃場整備を実施するにあたって、相続人が不在な土地についての処理方法など、地元が抱えている身近な問題についての質問もあった。また、講義では土地改良換地士試験問題についても触れられ、解説を交えながらの回答と設問の注意点などの受験対策などの説明があり、資格取得を目指す関係者は熱心に聞き入っていた。



多数の参加者があった換地研修会＝島根県土地改良会館

■中国四国土地改良事業団体連合会技術部会

中国四国管内各県土連の技術関係職員が受託業務における技術的課題などについて意見交換を行う「技術部会」が本会において開催され、各県の担当職員が参加した。今年度は、意見交換会のほかに、農林水産省防災課から平成26年5月12日付け「写真測量を用いた査定設計書添付図面の作成」で通知のあった三次元写真測量について、K社から担当者を招き情報提供を受けた。このシステムを活用することで作業期間の短縮や作業員の安全性の確保が可能であるとされているが、システムを導入している県土連からは「日常的に使用するものではないので、実作業においては操作がスムーズに行えない。」といった意見もだされた。また、鳥取県土連からは小水力発電の更新事業について、売電収入の一部を集落に還元していることや、ため池の底樋に発電機を設置して発電を行うなどの事例も紹介された。2日目は現地研修が行われ、斐伊川沿岸農業水利事業所では「国営斐伊川沿岸農業水利事業」、出雲市斐川土地改良区では「多面的機能支払交付金の取り組み状況」などについてそれぞれ説明を受けた。

■小水力等発電導入技術力向上地方研修会

このほど、本会は小水力等発電導入技術力向上地方研修会を開催した。これは本会が実施主体として行っている「小水力等発電導入技術力向上地方研修事業（農水省補助事業）」の一環として開催したもので当日は22名が参加した。研修会は2日間行われ、2日目は現地研修会が行われ松江太陽光発電所と飯梨川第三発電所の水力発電所を見学した。開会にあたり本会の長崎専務理事は「再生可能エネルギーの接続申込みが保留状態の電力会社があるが、小水力発電については安定的に電力を供給できるため全土連を通じて経済産業省に対し一日も早い保留の解除を要望している。県内においては、奥出雲町で小水力発電の事業が進んでおり、また、安来市土地改良区では太陽光発電の供用が開始された。売電による収入は土地改良区の維持管理費に当てることができ、土地改良区の運営の安定を図ることができるので積極的に取り組んでいただきたい。」と挨拶した。初日の講義では、全土連の杉山主任研究員による再生可能エネルギー発電における事業制度や全国での取り組み事例などの説明のほか、島根県のエネルギー政策担当の奈良調整監から島根県の再生可能エネルギーの現状について報告もあった。また、中海干拓地安来工区調整池におけるメガソーラー発電事業と奥出雲町阿井地区の小水力発電の取り組み事例発表も行われた。

シリーズ『土地改良相談の事例紹介』

第6回 《総代への立候補及び選挙権／理事の総代への立候補》

◆相談内容

- ① 土地改良区の総代任期満了の日前5日を過ぎてから組合員である親から子へ資格の交代が行われた場合、選挙人名簿には交代した子供の名前は記載されていないが、総代へ立候補できるか。又、選挙権はあるか。
- ② 総代が理事に立候補するため総代をやめる場合、それが総代をやめる理由になるか。

◆回答

①について

総代に立候補することができる者は、土地改良法第23条第3項の要件を満たしていれば立候補できます。

選挙権については、この相談の場合、親の方は選挙人名簿に登載されていても、組合員の資格はなくなっており選挙権はありません。

子供の方は、組合員の資格は取得していますが、選挙人名簿に登載されていないため、やはり選挙権はありません。

【土地改良法第23条第3項】

総代は、組合員で年齢二十五年以上のもの（成年被後見人、被保佐人及び禁錮以上の刑に処せられて執行中の者を除く）及び法人たる組合員のうちから、組合員が選挙する。

【土地改良法施行令第7条2項】

土地改良区は、選挙の期日前三日までに、総代の任期満了による総選挙にあってはその任期満了の日前五十日現在、その他の選挙にあってはこれを行うべき事由が生じた日現在における組合員の資格に基づく選挙人名簿の関係部分を選挙長に送付しなければならない。

②について

総代をやめる理由に特に定めはありませんので問題ありません。

また、総代と役員を兼ねることについては「改訂版 土地改良法関係質疑応答集」（全国土地改良事業団体連合会 平成24年4月発行）に「総代と役員を兼ねることは法令上禁止されていないが、同一のものが議決機関の構成員と執行機関とを兼ねることは土地改良区の運営上好ましくないので、できる限り兼ねない事が適当である。」とされています。

総代を辞職する場合、辞表を土地改良区の執行機関である理事に提出してください。

理事が辞表を受理したときにその効力が生じます。総代会の承認は必要ありません。

ご案内

平成26年度多面的機能支払制度

中国四国シンポジウム in ご縁の国しまね

～ ご縁でつむぐ 輝く 水・土・里 ～

開催日時	平成27年2月5日（木）14:00～17:30
開催場所	松江市学園南1-2-1 島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）3階「国際会議場」
主催	島根県、島根県農地・水・環境保全協議会
共催	農林水産省中国四国農政局

■今後の主な予定

開催日	内 容	開催地
1月5日(月)	仕事始め	
1月13日(火)	県土連第3回役員会	県土連
1月16日(火)	島根県農業農村整備推進協議会幹事会	県土連
1月17・18日(土・日)	島根ふるさとフェア2015	広島市(県立総合体育館)
2月2日(月)	島根県農地・水・環境保全協議会理事会・総会	県土連
2月2日(月)	県土連第57回通常総会・土地改良功労者表彰	県土連
2月2日(月)	島根県農業農村整備推進協議会	県土連
2月5日(木)	多面的機能支払制度中国四国シンポジウム	松江市(くにびきメッセ)



水土里ネット島根（島根県土地改良事業団体連合会）

〒690-0876 島根県松江市黒田町432-1 島根県土地改良会館 TEL 0852-32-4141
ホームページ <http://www.shimanedoren.or.jp/> メール smndoren@shimanedoren.or.jp